平成２４年（フ）第１９２号
長野県東筑摩郡山形村2617番地６
債務者　原田　泰弥
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　美佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２５７号
宮崎市大字島之内7445番地７
債務者　山本　智美
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牟田　圭佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７２号
長野県塩尻市大字片丘6662番地
債務者　横山　　滋
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤羽　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２８０号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目366番地１　ベルフィオーレ202号
債務者　濵口　哲也（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長屋　裕司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
宮崎県日南市南郷町中村乙3949番地21
債務者　神元　末男
1　決定年月日時　平成24年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩元　重喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
岐阜市日光町６丁目12―２、住民票上の住所
岐阜市宮北町15番地２
債務者　河村　正彦
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２９８号
岐阜市日光町６丁目12―２、住民票上の住所
岐阜市宮北町15番地２
債務者　河村　房江
1　決定年月日時　平成24年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４５７号
福岡市東区松島３丁目22番15―602号
債務者　足達　絹子
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６７号
福岡市南区野間３丁目16番17―102号
債務者　村田　譲治
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４７１号
福岡県大野城市東大利１丁目12番30号浅道荘202号
債務者　梅原　國起
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５３５号
福岡市城南区南片江６丁目24番15―202号
債務者　山本　貴代
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５６８号
福岡市東区千早４丁目３番12―205号
債務者　秋山　佳代
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５７１号
福岡市中央区草香江２丁目３番38―406号
債務者　西山　挙充
1　決定年月日時　平成24年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５７６号
福岡市東区箱崎４―５―15―401
債務者　久野　将宏
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５８２号
福岡市博多区美野島３丁目１番２―1106号
債務者　竹本　英司
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５９８号
福岡県大野城市大城３丁目10番５号グレイス大城305号
債務者　池田　知栄（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６０７号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬19番101号
債務者　竹下　繁実
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部